

大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿の保管に係る誓約書

〔提出先〕 大阪市長

大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿作成等取扱要綱第5条第1項の団体等（以下、「団体等」という。）から、大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿（以下、「名簿」という。）の保管の依頼を受けるにあたり、次の事項を誓約いたします。

- ・ 保管依頼を受けた名簿の保管にあたっては、鍵のかかる金庫等に保管するとともに、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の関係条項を遵守します。
- ・ 保管の依頼を受けた団体等から、保管依頼を受けた名簿の閲覧、持ち出し・返却の依頼があった場合は、保管依頼書裏面に記載する者を確認し、別紙7の「大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿 持ち出し・閲覧簿」の記載を求めます。
- ・ 保管依頼を受けた名簿について、団体等から保管依頼の解消の申し出を受けた場合や、行政機関等を受託しなくなった等、保管依頼を受けた名簿を保管する必要がなくなった場合は、速やかに保管依頼を受けた名簿を団体等を通じ本市へ返還するとともに、返還後も保管依頼を受けた名簿の内容について守秘義務を果たします。
- ・ 故意または過失により個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、法律上の賠償責任を負います。

令和 年 月 日

(行政機関等名称)

(住所)

(商号又は名称)

(名簿保管責任者)

(連絡先)